

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第33号 発行日：平成29年10月31日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本訴訟第22回弁論が開かれました！

9月29日、熊本訴訟第22回弁論期日が開かれました。弁論に先立つ門前集会では、森正直原告団長が「8月26日、27日にミナマタ現地調査を行い、人命より利益を優先する企業が被害をいかに広げてきたかを知ることができた。また、被害が深刻であることを被害者本人から語ってもらったことで、全域の住民健康調査が必要であることを確認できた。平成31年に判決をとる。勝利への道のりは平坦なものではない。多くの支援者と連帯し、国民の理解があれば必ず勝取れるのでがんばろう。」と挨拶し、寺内大介弁護士（弁護団事務局長）の挨拶のあと、今泉克己氏（社民党熊本県連合幹事長）、本高勝久氏（熊本県医療労働組合民医連支部書記長）から連帯のご挨拶をいただきました。今泉氏は「被害者が正当な補償を求めていくことが現状を変えていく。一枚岩の団結でがんばりましょう。」と述べました。本高氏は、「皆さんの被害の訴えを聴く中で、改めて被害の大きさを感じた。公害から被害へ、皆さんの訴えが力になる。」と述べました。

弁論期日では、高峰真弁護士が、原告ら準備書面（時効・除斥3）に関して意見陳述を行いました。高峰弁護士は、民法724条後段の起算点は客観性が求められるから、自覚症状の発現時期ではなく、

医師に水俣病と診断された時期が起算点となること、ただし自覚症状の発現時期は医師の診断時期より前であっても損害として考慮されるべきであることをこれまでの裁判例を根拠に主張しました。

報告集会では、裁判の内容・現状について、中村輝久弁護士がパネルを用いて分かりやすく説明を行いました。その後、活発な質疑応答がなされ、有意義な報告集会となりました。

次回期日は、平成29年12月22日（金）午後2時からです。



〔写真〕門前集会後に入廷行動を行う原告たち



〔写真〕報告集会の様子（五福公民館）

東京訴訟第15回弁論が開かれました！

10月20日、第15回弁論が行われました。傍聴支援も100名以上駆けつけ、傍聴券抽選の列に並びました。本年4月に提訴した第五陣原告9名について、裁判所は「判決が遅れる」ことを理由に、第一陣から第四陣までの原告とは一緒に審理しないという態度をとっています。

そこで第五陣原告は、この期日に先立つ16日に、担当部のほか、東京地裁所長に第四陣までの原告と一緒に審理するように要請行動を行いました。これを受けて裁判所がこれまでの態度を改めるかが注目された期日でした。

弁論期日では、遠藤健一弁護士が病像についての準備書面の内容を陳述した後、尾崎俊之弁護団長を皮切りに、津田二郎弁護士、遠藤弁護士が、第五陣原告を併合審理しないことが不合理で不当であることを指摘しました。これに対し鈴木正紀裁判長は、「併合はしません」と述べて、あらためて第五陣原告を併合審理しないことを明らかにしました。原告弁護団は、再度翻意を求めて要請する文書を提出することとしました。

裁判後の報告集会では、「あんなに冷たい態度の裁判官は初めて見た」、「原告が怒らなければならない。原告が燃えれば支援が燃える。原告・支援が燃えれば弁護団が燃える。みんなで燃えてこの局面を打開しよう」などの発言が相次ぎました。

次回期日は平成30年1月17日（水）午後3時から、東京地裁103号大法廷です。



[写真]期日後の報告集会の様子

☆原告団集会のようす☆



10月7日 福岡市



10月8日 熊本市

【今後の予定】

12月15日	近畿訴訟第11回弁論
12月22日	熊本訴訟第23回弁論
平成30年	
1月17日	東京訴訟第16回弁論
3月16日	近畿訴訟第12回弁論
3月23日	熊本訴訟第24回弁論

♪とある弁護団員のヒトリゴト♪

突然ですが、ハマっていることはありますか？私はお得情報・クーポン集めです！新聞の折り込みチラシやインターネットクーポンのチェックはかかせません！ということで、お得な情報お待ちしております！（熊本弁護団・木村真也）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1

扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索